

平成29年第3回市議会（定例会）  
付 議 案 件 緜

（その15）

堺 市 議 会

# 目 次

頁

議員提出議案第 29 号	宝くじ収益金の配分割合の見直しを求める意見書	3
議員提出議案第 30 号	食品衛生管理の国際標準化を求める意見書	7
議員提出議案第 31 号	大規模災害時の法制度に関する抜本的な 見直しを求める意見書	8
議員提出議案第 32 号	森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と 森林の適切な管理の推進を求める意見書	11
議員提出議案第 33 号	小中学校におけるプログラミング教育必修化に対して 支援を求める意見書	15
議員提出議案第 34 号	受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の 改正を求める意見書	19
議員提出議案第 35 号	ライドシェアの導入に対する慎重審議と、 安心・安全のタクシーを求める意見書	23
議員提出議案第 36 号	泉北高速鉄道売却益を沿線住民に 還元するよう求める意見書	27
議員提出議案第 37 号	オスプレイの飛行の中止等を求める意見書	31

平成29年9月6日

堺市議會議長  
野里文盛様

## 提出者

堺市議会議員

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同

二佳子志一浩樹史昭一利匡子一史彰盛司子治子郎信  
精由優猛晃幸征貴友正京太克成文清恵光典十賴  
丸林代上田谷田関村田山畠本村田上里山本本口毛  
伊豆小田渕森青黒井野芝裏木石上池水野成宮松山大森

堺市議会議員 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

司太二英勤一延士平夫史次子也文樹三子文次守克行  
泰良健俊慎浩大良和哲清惠達敏秀昭幸敏卓文勝  
場貴林川井場田田川渕堀宅田尻村本川原川谷  
札信大長岡的西平西田西小乾三米池西榎吉星吉米城

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第29号 宝くじ収益金の配分割合の見直しを求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するため、本意見書案を提案するものである。

## 宝くじ収益金の配分割合の見直しを求める意見書

全国の都道府県と政令指定都市に入る、宝くじの収益金年間約3,600億円のうち、約300億円が、大阪府、大阪市、堺市の3自治体に配分されている。この約300億円の3自治体での配分割合については、2005年に、2000年の国勢調査の「昼間人口」と、2003年度の域内での販売実績を基に算出することとし、大阪府43%、大阪市50%、堺市7%となった。しかしその後、2014年に、大阪府・大阪市の協議で、両自治体間の比率のみ、「夜間人口」を基にすることとなり、2015年度から、大阪府50%、大阪市43%と変更された。これに伴い、大阪市から大阪府へ、財源約20億円が移譲されている。この結果、「昼間人口」で全体のうちの堺市の配分率を決め、「夜間人口」で大阪府・大阪市の配分率を決めるという、いびつな二重基準になってしまっている。全国の道府県と、政令市における、宝くじ収益金の配分割合については、それを取り決める法律がないものの、同一府県内で、二重基準で配分しているのは、大阪だけである。また、大阪府・大阪市間は、5年に1回、配分比率の見直しを行う予定となっている一方で、堺市との間では、2005年以来、一度も見直しが行われていない。政令市移行後10年以上が経過し、その当時に基準とした2000年の国勢調査、2003年度の販売実績は、現況と少なからぬかい離がある。そこで、これらの状況を改善するため、下記の3点を要望する。

### 記

1. 配分割合の算出の基となる、人口と販売実績について、現況に合った見直しを行うこと。
2. 大阪府・大阪市間と同様に、販売実績と「夜間人口」を基にした算出に統一すること。
3. 大阪府・大阪市間と同様に、一定期間ごとの見直しを規定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月8日

堺市議会

大阪府知事宛



平成29年9月6日

堺市議會議長  
野里文盛様

## 提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

二佳子志一延士平利匡一史彰三子文次守克  
精由優猛慎浩大良正太克成昭幸敏卓文  
丸林代上場田田川山烟村田上村本川原川谷  
伊小田渕的西平西裏木上池水西榎吉星吉米

堺市議会議員 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

司太二 浩樹 史昭一 史次也 文樹 司子治子 郎  
泰良 健幸 征貴友 哲清 達敏 秀清 恵光典 十  
場 貴林 谷田 関村 田 堀 宅田 尻山 本口 毛  
札 信大 青黒 井野 芝西 小三 米池 成宮 松山 大

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第30号 食品衛生管理の国際標準化を求める意見書

議員提出議案第31号 大規模災害時の法制度に関する抜本的な見直しを求める意見書

### 理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 食品衛生管理の国際標準化を求める意見書

食品の衛生管理は、先進国を中心にHACCPが義務化されているが、我が国においては、HACCPの導入が遅れている。

食品流通の国際化をめざし、東京オリンピック・パラリンピック等を見据えた我が国の食品衛生管理の水準を国内外に示す必要がある。そのため、厚生労働省では、国内の食品の安全性のさらなる向上のためにHACCPによる衛生管理の制度化等の食品衛生規制の見直しを進めている。

農林水産省の調査によると、食品製造業におけるHACCPの導入状況は、売上げが100億円以上の大手企業だけでみると8割以上である一方、小規模事業所を含めた食品製造業全体では3割以下にとどまっている。

また、食品衛生法の営業許可業種は34業種であるが、これら以外に都道府県等の条例で許可業種となっているものもある。

食品用器具及び容器包装についても、欧米等で使用が禁止されている物質であっても、個別の規格基準を定めない限りただちに規制できないなどの課題がある。

さらには、厚生労働大臣又は都道府県知事からの回収命令や廃棄命令によらず事業者が自主的に食品の回収等を行った場合、食品衛生法にはその報告を義務付ける規定がない。

そこで、食品流通の多様化や国際化等を踏まえ、食品衛生管理の制度の見直しを進め食品安全の確保を図るべきである。

### 記

1. 消費者を第一に考え、食品の製造・加工、調理、販売等のフードチェーン全体での取組を進め、衛生管理を「見える化」すること。
2. HACCPによる衛生管理の制度化にあたっては、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえ、小規模事業者等に十分配慮した実現可能な方法で十分な準備期間を設け取組を進めること。
3. すべての食品事業者がHACCPによる衛生管理に取り組むことを踏まえ、営業許可制度の見直しも合わせて進めること。その際には施設基準などを定める都道府県等の条例に配慮すること。
4. 食品用器具・容器包装の規制にポジティブリスト制度の導入を検討するなど、欧米等との整合性を図ること。
5. 食品事業者が製造した製品や輸入した製品を自主回収する場合には、その情報を把握する仕組みを検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月8日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

各宛

## 大規模災害時の法制度に関する抜本的な見直しを求める意見書

世界有数の災害大国である我が国においては、近年でも、平成23年東日本大震災や平成27年9月関東・東北豪雨、平成28年熊本震災など、甚大な被害をもたらした大規模災害が頻発している。さらには、南海トラフ地震や首都直下地震等の広域にわたり、かつ、大都市部への甚大な被害が想定される巨大地震が発生するおそれが指摘されている。

こうした大規模災害に対しては、大都市としての総合力を持つ指定都市が、防災、応急救助、さらには復興・復旧まで切れ目なく一体的に災害対応していくことが必要である。

しかしながら、現行の災害対応法制では、通常の災害時には指定都市が実施する避難所及び応急仮設住宅の供給をはじめとする救助権限が、大規模災害時には道府県に移り、指定都市が持つ災害対応力を迅速かつ最大限に發揮できる仕組みとなっていない。

指定都市が災害救助等の事務・権限を自ら包括的に担い、その能力を十分に發揮できる自立的かつ機動的な体制を確立することが、来るべき大規模災害への備えとなることは論を俟たず、現行の災害対応法制の見直しは急務である。

よって、国におかれでは、法律制定後半世紀以上が経過している災害救助法や災害対策基本法に基づく災害対応法制を抜本的に見直し、指定都市が持つ能力を十分に發揮できる制度を新たに構築すべく、国の主導において、指定都市を災害救助の主体とする法改正を行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月8日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
内閣官房長官  
内閣府特命担当大臣  
(防災)

平成29年9月6日

堺市議會議長  
野里文盛様

## 提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

二佳子 浩樹 史昭 一史彰 三子 文次  
精由 優幸 征貴友 太克成 昭幸 敏卓  
丸林代 谷田 関村 田村 田上 村本 川原  
伊豆 小田 青黒 井野 芝上 池水 西榎 吉星

堺市議会議員

同同同同同同同同同同同

司太二一延士平利也文樹司子治  
泰良健慎浩大良正達敏秀清恵光  
場貴林場田田川山宅田尻山本本  
札信大的西平西裏三米池成宮松

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第32号 森林環境税（仮称）の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 森林環境税(仮称)の早期創設及び林業の成長産業化と 森林の適切な管理の推進を求める意見書

平成29年度の与党税制改正大綱において、「2020年度及び2020年度以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保」について講じる措置として、森林環境税(仮称)の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得るとされた。

森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあるが、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足している。

よって、政府におかれては、市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう森林環境税(仮称)を早急に創設するとともに下記の項目を実現するよう強く要望する。

### 記

1. 森林環境税(仮称)の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて制度設計とともに、各府県を中心に独自に課税している森林環境税等との関係についても確実に調整を図ること。
2. 実現までの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。
3. 林業の成長産業化と森林の公益的機能の發揮の両立を図る新たな森林の管理・経営スキームを検討すること。
4. 本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営スキームの検討を進めに当たっては、国産材の需要の創出・拡大策を並行して推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月8日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
農林水産大臣  
環境大臣

各宛



平成29年9月6日

堺市議會議長  
野里文盛様

## 提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

二佳子志一延士平利匡一史彰三子文次守克  
精由優猛慎浩大良正太克成昭幸敏卓文  
丸林代上場田田川山畠村田上村本川原川谷  
伊豆渕的西平西裏木上池水西榎吉星吉米

堺市議會議員 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

司太二浩樹史昭一史次也文樹司子治子郎  
泰良健幸征貴友哲清達敏秀清惠光典十一  
場貴林谷田関村田堀宅田尻山本本口毛  
札信大青黒井野芝西小三米池成宮松山大

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第33号 小中学校におけるプログラミング教育必修化に対して支援を求める  
意見書

#### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 小中学校におけるプログラミング教育必修化に対して 支援を求める意見書

インターネットの単なる普及に止まらず、インターネットを活用したIOTの活用分野の拡大、自動車の自動運転をも可能とするAI（人工知能）の開発など、近年におけるIT技術の発展は著しく、「第四次産業革命」とも呼ばれる大きな転換期を迎えており、我が国においてもグローバルに活躍し得る人材を育成する上で、ITスキルの向上は不可欠なものであるが、2016年に経済産業省が発表した資料によると、2015年時点ではIT人材不足数は約17万1,000人、2030年には最大で約79万人が不足すると試算されている。

2020年にプログラミング教育が小学校において必修化されることに伴い、各都道府県教育委員会において、人材育成、指導内容等について、独自に試行錯誤を繰り返しているが、「どの分野に力点を置き、いかなる人材を養成すべきか」との課題は残されたままである。地域間の格差を是正するためにも、中核となる指導内容については全国共通のものとなることが求められる。

一般家庭におけるIT機器の普及は著しく、児童生徒たちは幼少期より一定程度IT機器に接することが珍しくない中で、教員に求められる技能は自ずと高いものとならざるを得ない。このことから、近年、特に顕著となっている教職員の多忙化に拍車をかけることとなりかねず、外部人材の活用など、人的あるいは財政的支援が必要となる。

従来、小中学校におけるIT機器の整備は、主に基礎自治体に委ねられてきたものの、自治体の財政力により整備状況に大きな差が生じているのが実状である。プログラミング教育において、自治体間の格差を是正するためにも、指導上必要となる機器の整備などに対する財政措置が求められる。

また、小学校でのプログラミング教育を先行実施している一部基礎自治体（千葉県柏市など）において先行して実施されているものとの整合性など、既にいくつかの課題が散見される。

そこで、以下の3点について要望する。

### 記

1. 早期にプログラミング教育の指導の具体的な内容について明らかにすること。
2. 円滑な指導を行うため、自治体間の格差を是正するために必要な財政措置を行うこと。
3. 民間の人材を積極的に活用したり、小規模な自治体などにおいて適正な人員配置が困難な場合など、広域での対応を認めるなど、弾力的な人材配置を認めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月8日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
文部科学大臣  
経済産業大臣



平成29年9月6日

堺市議会議長  
野里文盛様

提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

伊豆丸 二佳子 精由 小田 青黒井 野芝 上池 水西 櫻吉 星  
林代 谷田 関村 田村 田上 村本 川原  
太克成 昭幸 敏卓 文次

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

司太二 堺貴林 札信大 堺信大的 西平 西裏 三米池 成宮  
泰良健 慎浩 大良正 達敏秀 清秀 惠光  
場林場 田川山 山宅 田尻山 本山 本松

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第34号 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

### 理由

国会及び関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 受動喫煙防止対策を進めるために健康増進法の改正を求める意見書

受動喫煙を防止するには、何よりもたばこの煙が深刻な健康被害を招くことを国民に啓発していくことが重要である。

厚生労働省の喫煙の健康影響に関する検討会が取りまとめた報告書（たばこ白書）では、喫煙は、肺がん、喉頭がん、胃がんなどに加え、循環器疾患や呼吸器疾患などとも因果関係があり、受動喫煙は、肺がん、虚血性心疾患、脳卒中と因果関係があることが示されている。また、国立がん研究センターは、受動喫煙による死者数を年間約1万5,000人と推計している。

たばこの煙による健康被害についてこうした公表がある一方で、世界保健機関（WHO）は、日本の受動喫煙対策を最低ランクに位置付けている。この現状を脱し、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた我が国の受動喫煙防止対策の取組を国際社会に発信する必要がある。

そこで、国民の健康を最優先に考え、受動喫煙防止対策の取組を進めるための罰則付き規制を図る健康増進法の早急な改正を強く求める。

### 記

1. 対策を講じるに当たっては、準備と実施までの周知期間を設けること。
2. 屋内の職場・公共の場を全面禁煙とするよう求める「WHOたばこ規制枠組条約第8条の実施のためのガイドライン」を十分考慮すること。
3. 屋内における規制においては、喫煙専用室の設置が困難な小規模飲食店に配慮すること。また、未成年者や従業員の受動喫煙対策を講じること。
4. 各自治体の路上喫煙規制条例等との調整を視野に入れて規制を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月8日

堺市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

各宛



平成29年9月6日

堺市議会議長  
野里文盛様

提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

太二士平利匡樹司子治子十一郎  
良健大良正秀清恵光典口毛  
貴林田川山畠尻山本本口毛  
信大平西裏木池成宮松山大

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

子志昭一史次三子文次守克  
優猛友哲清昭幸敏卓文  
田渕野芝西小西榎吉星吉米  
代上村田堀村本川原川谷

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第35号 ライドシェアの導入に対する慎重審議と、安全・安心のタクシーを  
求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## ライドシェアの導入に対する慎重審議と、 安全・安心のタクシーを求める意見書

少子高齢化社会が急速に進展する中、タクシー事業は、地域公共交通の一つとして、ドア・ツー・ドアの安全・安心で快適・便利な個別輸送機関としての機能に加え、多様化する利用者のニーズに対応し、スマートフォンによる配車サービスの普及促進、ユニバーサルデザインタクシーや観光タクシーの充実、自治体等の要望を踏まえた乗り合いタクシーの展開を行うなど、地域住民や交通弱者のための移動手段として大きな役割を果たしている。

しかしながら、昨今、シェアリングエコノミーの成長を促すという名のもと、インターネットを利用した「ライドシェア」と称する「白タク」行為の容認を求める動きが出ている。

「ライドシェア」については、先の国会の審議において、道路運送法に抵触するタクシー類似行為（白タク行為）に該当するとの指摘とともに、その事業主体が、運行管理や車両整備等について責任を負わず、自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、安全の確保や利用者の保護等の観点から大きな問題がある旨の指摘がなされており、「ライドシェア」の容認に向けた規制緩和については慎重な検討が必要とされている。

また、道路運送法、道路交通法、労働基準法等のさまざまな法令を遵守し、安全確保のためのコストを掛け、国民に安全・安心な輸送サービスを提供するタクシー事業の根幹を揺るがすとともに、議員立法により平成25年11月に改正された特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法の意義を損なうものである。

よって、国におかれでは、下記事項について適切に講じるよう強く要望する。

### 記

1. 市民の安心・安全のためライドシェアの検討については、利用者保護の観点から慎重に対応すること。
2. 公共交通の役割を担っているタクシーが、より安全・安心で快適・便利な交通機関として利用することができるよう、改正タクシー特措法によるタクシー事業の適正化・活性化を初め必要な諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月8日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
国土交通大臣

各宛



平成29年9月6日

堺市議会議長  
野里文盛様

提出者

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同  
信貴良太 平田大士 西川良平 木畠匡樹 池尻秀樹 山口典子 大毛十一郎

堺市議会議員

同 同 同 同 同 同  
渕野西小西吉米 上村堀川谷 猛友哲清昭文

志昭史次三守克

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第36号 泉北高速鉄道売却益を沿線住民に還元するよう求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## 泉北高速鉄道売却益を沿線住民に還元するよう求める意見書

大阪府は、泉北高速鉄道を運営してきた旧大阪府都市開発株式会社の株式を平成26年7月1日に南海電気鉄道株式会社に売却した。その結果、当該株式の売却益として、約367億円を得ることとなった。

松井一郎大阪府知事は、本件売却に先立ち、泉北ニュータウン地域に約100億円規模の投資を行う旨、表明してきたところである。しかしながら、意見表明から本年7月で3年が経過するが、未だ、その約束は果たされていない。

言うまでもなく、大阪府が手にした本件株式売却益は、泉北高速鉄道を長年に渡り、割高な運賃を負担し、利用してきた沿線住民の支えにより生み出されてきたものである。

以上のことから、大阪府は、知事の意思表明を履行し、本件株式売却益のうち、約100億円を地元住民に還元するよう求めるものである。

この場合において、その具体的な還元方法については、大阪府営住宅の建替えに伴い、生み出された余剰地を地元本市に無償譲渡する方法によることを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月8日

堺市議会

大阪府知事宛



平成29年9月6日

堺市議会議長  
野里文盛様

提出者

堺市議会議員	長谷川俊英	堺市議会議員	森田晃一
同	岡井勤	同	石本京子
同	乾恵美子	同	森 賴信
同	城勝行		

## 議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

### 記

議員提出議案第37号 オスプレイの飛行の中止等を求める意見書

### 理由

関係行政庁に提出するために、本意見書案を提案するものである。

## オスプレイの飛行の中止等を求める意見書

沖縄県の米海兵隊普天間基地に所属する垂直離着陸機MV22オスプレイの墜落事故がオーストラリア東部沖で発生し、乗員3人が犠牲となった。昨年12月にも、普天間基地所属のオスプレイが沖縄県名護市沿岸に墜落したばかりであるが、“欠陥機”と呼ばれてきた同機は、沖縄を拠点に日本の各地に飛来しており、多くの国民が墜落などの重大事故の危険にさらされていることを改めて示した。

普天間基地所属のオスプレイは、2012年から2013年にかけて24機の配備が強行された。それから5年足らずのうちに、すでに2機も墜落していることは、異常というほかない。

昨年12月、夜間に空中給油訓練を行っていたオスプレイが名護市安部の浅瀬に墜落した事故も、原則6ヶ月以内とされている米軍からの調査報告書は、未だ日本側へ提出されておらず、墜落原因などの詳細は不明のままである。今回のオーストラリア東部沖での墜落事故の詳細も不明である。

米軍は、昨年12月の事故発生から、わずか6日後には「機体の安全には問題ない」として、飛行再開を強行し、空中給油訓練や夜間訓練や、民間地近くにおいて危険な物資取り下げ訓練を行っている。今回の事故においても、CV22オスプレイ配備が計画されている横田基地（東京都）や米空軍三沢基地（青森県）の周辺自治体が、防衛省に対して再発防止や飛行自粛などを相次いで要請したにもかかわらず、米軍は飛行自粛を拒否している。

また、普天間基地所属のオスプレイは、すでに米空軍横田基地（東京都）、米海軍厚木基地（神奈川県）、米海兵隊キャンプ富士（静岡県）、同岩国基地（山口県）などに飛来し、訓練を繰り返している。

加えて、オスプレイを導入した陸上自衛隊は、佐賀空港（佐賀県）への配備計画や、木更津駐屯地（千葉県）に整備拠点を設ける計画をすすめており、あらたに住民の命と安全が脅かされることになるとして、地元で大問題となっている。

よって、本市議会は日本政府に対し、米軍にオスプレイの配備と飛行の中止を申し入れるよう求めるとともに、自衛隊へのオスプレイ導入計画を中止するよう求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年9月8日

堺市議会

内閣総理大臣  
総務大臣  
防衛大臣

各宛

平成29年第3回市議会(定例会)付議案件綴(その15)

平成29年9月 発行

編集・発行 堺市議会  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
TEL 072-233-1101  
URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号  
1-B2-17-0026